

令和5年度集団指導資料（障害児通所支援）

目次

- (1) 変更届等の提出について
- (2) 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン等について
- (3) 基準の遵守について
- (4) 個別支援計画の作成について
- (5) 人員欠如について
- (6) 定員超過について

- 別添 1 障害児通所支援における定員の遵守について（通知）

- 別添 2 人員配置基準の遵守等について（通知）

- (7) 業務継続計画の策定等の義務付け、感染症等予防・まん延防止措置の義務付け
- (8) ハラスメント防止のための必要な措置の義務付け
- (9) 身体的拘束の適正化、虐待発生及び再発防止等のために必要な措置の義務付け
- (10) 児童発達支援管理責任者のみなし配置

- 別添 3 児童発達支援管理責任者の経過措置について

- 別添 4 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

- (11) 障害児の安全確保及び車両送迎の安全管理の徹底について

(12) 児童発達支援管理責任者に関する告示の改正

別添 5 児童発達支援管理責任者に関する告示改正の取り扱いについて

(13) 請求の際の注意点

(14) 障害児通所支援で不足しているサービスについて

(1) 変更届等の提出について

管理者や従業者、運営規程等の変更があった場合には変更後10日以内に変更届の提出が必要です。該当がある場合には提出をお願いします。

特に児童発達支援管理責任者や従業者の変更について届出未提出の場合は、人員欠如減算や個別支援計画未作成減算の可能性がありますので、必ず提出をお願いいたします。

下記ホームページから様式をダウンロードし作成してください。

「指定障害児通所支援事業者の指定等について」

URL:<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/fukushikaigo/shogaifukushi/ryoikushien120191127.html>

参考：提出時期一覧

提出書類	提出時期等	
指定・変更申請	事前相談4月前⇒適宜申請書修正 ⇒修正不要となった申請書一式を開所予定月の前月10日までに提出	
変更届	変更があった日から10日以内(事前の提出も可)	
体制届	単位増	15日までに提出で翌月から適用 (15日が閉庁日のときは直前の開庁日までに提出)
	単位減	事由が発生したら速やかに提出。発生した日から減。
廃止・休止届	廃止・休止の1月前	
再開届	再開の3月前 (新規指定と同様に基準に適合しているか確認します。)	

(2) 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン等について

各種ガイドラインを確認のうえ、支援の質の向上に努めてください。

また、一年に一回以上自己及び保護者における質の評価、改善を行い、その内容について公表し、市に届け出る必要があります。届出がない場合は、15%減算となりますのでご注意ください。

(3) 基準の遵守について

人員・設備・運営基準及び報酬告示をよく確認し事業を行ってください。

基準や報酬告示は量が多く改正もあるため、その都度確認をするようにしてください。

(4) 個別支援計画の作成について

児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画につきましては必ず作成し保護者から文書で同意を得てください。また、少なくとも6カ月に1回以上見直し等を行う必要がありますのでご注意ください。

個別支援計画が未作成となっている場合は、個別支援計画未作成減算が適用されます。(減算適用月から2月まで⇒30%減算 3月以上⇒50%減算)

散見される違反例

- ・個別支援計画作成後、6カ月以内に見直しをしていない。
- ・児童発達支援管理責任者が変更になっていたが変更届を提出していない。(届出されていない児童発達支援管理責任者が作成した計画書は作成したものとは認められない。変更後10日以内(事前の届出も可)に必ず届け出ること。
- ・研修未受講や実務経験不足で児童発達支援管理責任者の要件が満たせない者が作成していた。(含められない実務経験もあるため留意すること。)

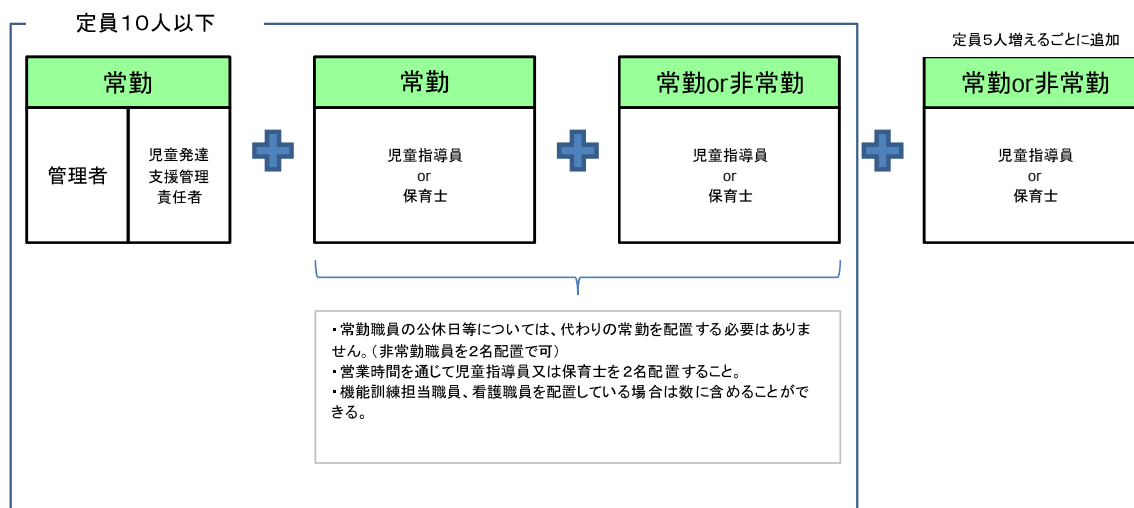
(5) 人員欠如について

児童発達支援管理責任者や従業者が欠如しますと人員欠如減算が適用されます。人員基準を確認のうえ適切な配置をお願いします。

なお、障害児通所給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加えて人員を配置することにより算定できる加算（児童指導員等加配加算、専門的支援加算、看護職員加配加算）は人員（児童発達支援管理責任者も含む。）が欠如した月から算定できなくなります。

※人員配置は営業時間中を通じて満たす必要があります。

例えば、定員10名の場合、直接処遇職員が2名のみですと1人でも休むと基準違反となります。増員をお願いします。



- ・ 児童発達支援管理責任者が欠如した場合
(減算適用月から2月まで⇒30%減算 3月以上⇒50%減算)
- ・ 従業者の場合
(減算適用月から4月まで⇒30%減算 5月以上⇒50%減算)

散見される違反例

- ・ 児童指導員又は保育士が営業時間を通じて配置されていない。
- ・ 児童指導員を採用時、教員免許や実務経験証明書を確認せず採用してしまい、児童指導員の要件を満たせず人員不足となっていた。
- ・ 児童指導員の実務経験が児童福祉事業のものではなかったため、児童指導員で配置ができず人員不足となっていた。
- ・ 保育士を採用時、保育士証を確認せず採用してしまい、保育士の要件をみだせず人員不足となっていた。（保母資格や卒業証明は不可です。）

(6) 定員超過について

利用者数が次の数を超えた場合、減算となります。この範囲外の定員超過については減算となりませんが運営基準違反となるため超過しないようにしてください。
なお、基準を満たせば定員変更申請を行い定員を増やすことも可能です。

定員10人であれば、10人を超えて受入はできません。
 1日だけ、1人だけでも運営基準違反です。

- ・ 1日当たりの利用実績による減算
 利用定員50以下 定員×1.5
 利用定員51以上 (定員-50)×1.25+25
- ・ 過去3月の利用実績による減算
 利用定員11人以下 (定員+3)×開所日数×3月
 利用定員12人以上 定員×開所日数×3月×1.25

また、定員超過となった場合は、人員が追加で必要となるため、人員基準違反や人員配置加算等の不正請求の可能性があります。

例（説明上簡略化して1週間で作成しています。）

		定員超過が無かったとき							定員超過となったとき							
		定員10人							定員11人							
		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
基準上の従業員	児童指導員(その他)	A	〇〇	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①			
	児童指導員(その他)	A	△△		①	①	①	①	①		①	①	①	①		
	児童指導員(その他)	C	××	①					①	①					①	
	保育士(その他)	A	□□													①
加配人員	保育士(その他)	A	□□	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	
				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

週6日 8時間営業
 常勤職員の週勤務時間40時間
 2日に定員を1名超過してしまった例

基準上の職員
 営業時間中に
 常勤1名+常勤又は非常勤1名 OK
 加配 常勤換算1名 OK

基準上の従業員が1名不足するため、
 加配人員を基準上の従業員に配置
 しなければならない。
 ⇒加配人員の常勤換算数が不足する
 ため、この月は加配加算は算定で
 きない。

定員の遵守につきましては、集団指導や通知等により周知しているため、遵守されているものとは思いますが、各事業者におかれましては、今一度、指定基準や通知等をご確認いただき、適正な運営をお願いいたします。

なお、再三、指導をしておりますが、現時点でも改善が見られない事業者については、厳しい指導を行います。

直近の市及び厚生労働省からの定員遵守の通知については資料に添付していますので改めて、ご確認をお願いします。

- ・別添1 障害児通所支援における定員の遵守について（通知）
- ・別添2 人員配置基準の遵守等について（通知）

(7) 業務継続計画の策定等の義務付け、感染症等予防・まん延防止措置の義務付け

感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から業務継続に受けた計画等の策定や研修、訓練の実施等が義務付けられます。また、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等が義務付けられます。

いずれも令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間は努力義務となりますが、令和6年4月1日からは義務化されるため、経過措置の3年間で計画策定等を進めていただくようお願いいたします。

【義務付け内容】

業務継続計画関係	感染症防止等関係
業務継続計画の策定	感染症防止等のための対策委員会の
計画の周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施	定期的な開催
定期的な業務継続計画の見直し・変更	感染症防止等のための指針の整備
	感染症防止等のための研修・訓練の実施

様式・マニュアル等については、厚生労働省の下記ホームページを参照してください。

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

(8) ハラスメント防止のための必要な措置の義務付け

障害福祉の現場において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）が運営基準上求められています。事業者が講ずるべき内容については、厚生労働省の下記ホームページに掲載されている指針に規定されているとおりですので、ご対応をお願いいたします。

パワーハラスメント指針等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

(9) 身体的拘束の適正化、虐待発生及び再発防止等のために必要な措置の義務付け

障害者虐待防止の更なる推進のため、虐待防止委員会の設置、研修の実施、責任者の設置が義務付けられます。また、身体拘束の適正化のため、身体拘束対策検討委員会の設置、指針の整備、研修の実施が義務付けられます。

令和4年4月1日から義務化されました。(運営規程に記載が必要です。)

【運営規程の記載例】

(虐待の防止のための措置に関する事項) ★

第15条 事業所は、障害児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止委員会の年1回以上の開催

また、身体拘束対策検討委員会の設置等の身体拘束等の適正化措置に関する基準を満たしていない場合は令和5年4月1日からは減算となりますのでご注意ください。

【義務付け内容】

身体的拘束関係	虐待防止関係
身体的拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的な開催	虐待防止のための対策検討委員会の定期的な開催
身体的拘束等の適正化のための指針の整備	虐待防止のための研修の実施 虐待防止措置の責任者の設置
身体的拘束等の適正化のための研修の実施	

マニュアル等については、厚生労働省の下記ホームページを参照してください。

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougais_hahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

(10) 児童発達支援管理責任者のみなし配置

平成31年4月1日からサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系が見直しとなり、基礎研修、実践研修、更新研修の3区分の研修が設けられ、児童発達支援管理責任者（1人目）として配置するためには実践研修又は更新研修の修了が必要となりました。

平成31年3月末までに旧体系の児童発達支援管理責任者研修等を修了している者や平成31年度から令和3年度に基礎研修を修了した者で実務経験を満たしている者については経過措置によりみなし配置が可能となっておりますので期限までに必ず研修を修了してください。（研修を修了したときは、報告書の提出をお願いします。また、修了期限については、児童発達支援管理責任者の告示改正に伴い改正されています。本資料の(12)及び別添5をご確認ください。）

特に、令和2年度に基礎研修を修了した者で令和4年3月31日までに実務経験を満たしている者については、令和5年度の途中で実践研修修了の期限が来ますので期限前に必ず研修を修了してください。

令和4年4月1日以降に基礎研修を修了した者は実践研修を修了しない限り児童発達支援管理責任者（1人目）としては配置できませんのでご注意ください。

従業員の研修修了期限は事業所でしっかり確認してください。

研修未受講等により児童発達支援管理責任者が欠如となった場合は次の減算等があります。

- ・児童発達支援管理責任者欠如減算
- ・個別支援計画未作成減算
- ・児童指導員等加配加算・専門的支援加算が算定不可

減算については、別添4のとおり会計検査院からも指摘されていますので人員欠如とならないよう余裕がある人員配置を行うとともに人員欠如となった場合は速やかに市に報告し減算するようにしてください。

直近の市及び国からの通知については資料に添付していますので改めて、ご確認をお願いします。

別添3 児童発達支援管理責任者実践研修の修了状況の確認について

別添4 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

(11) 障害児の安全確保及び車両送迎の安全管理の徹底について

令和4年9月に静岡県認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ亡くなる事案等を踏まえ、令和5年4月1日より、障害児通所支援事業者に対し、安全計画の策定、児童の所在確認及び安全装置の装備等が義務付けられます。

自動車を運行する場合の障害児の所在確認以外の規定については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間は努力義務となります。令和6年4月1日からは義務化されるため、経過措置の1年間で計画策定等を進めていただくようお願いいたします。

国の通知等については、下記ホームページを参照してください。

障害児通所支援事業所における障害児の安全確保及び車両送迎の安全管理の徹底について
<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/fukushikaigo/shogaifukushi/ryoikushien120230223.html>

【義務付け内容】

安全計画策定関係 (令和6年3月31日までは努力義務)
(送迎の有無にかかわらず全事業者が義務付け対象であることに留意) ・障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること。 ・安全計画の従業者への周知及び研修等の実施 ・保護者への安全計画に基づく取組の内容等の周知 ・安全計画の定期的な見直し

自動車を運行する場合の所在確認関係 (令和5年4月1日から義務化。経過措置はありません。)
(送迎の有無にかかわらず全事業者が義務付け対象であることに留意) ・事業所外での活動等のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認すること。

送迎車両への安全装置の設置関係

(令和6年3月31日までは、ブザー等の設置に代わる措置を講じ、障害児の所在の確認を行うことを条件にブザー等の設置が不要)

(日常的に障害児の送迎を行う事業者のみ義務付け対象であることに留意)

- ・障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(ブザー等)を備え、当該装置により、障害児の所在を確認すること。

ブザー等の設置が義務となる自動車

- ・原則、日常的に運行する通所を目的とした自動車のうち、座席が3列以上(運転席+2列以上)の自動車。

設置するブザー等

- ・国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの。

下記ページに装置のリストが掲載されていますのでご確認ください。

(内閣府：送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

ブザー等の設置に代わる措置

- ・ブザー等を設置するまでの間は、所在確認を促すチェックシート、所在確認を行ったことを記録する書面を備える等により、障害児の所在の確認を行ってください。また、できる限り令和5年6月末までにブザー等を導入するよう努めてください。

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1)の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備^(※2)及び当該装置を用いて、降車時の①の所在確認



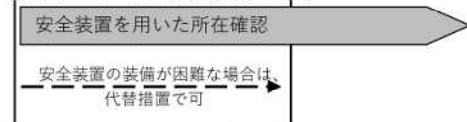
※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



<代替措置の例>

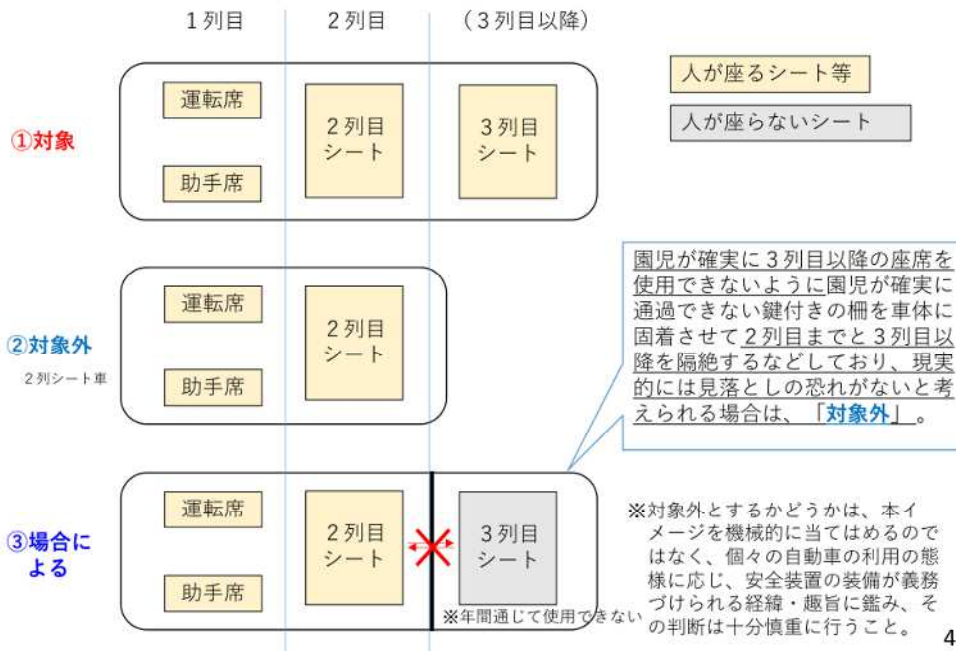
運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

令和5年4月1日

令和6年4月1日

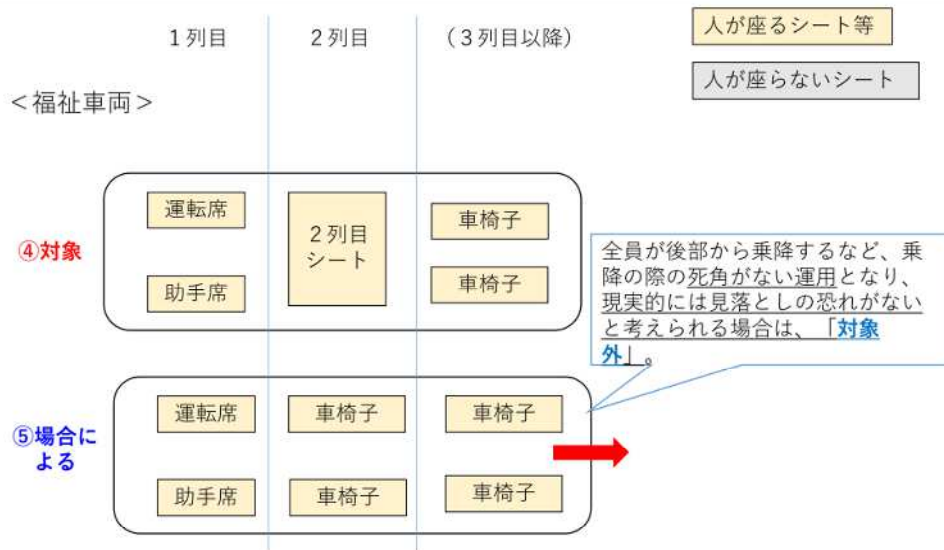
3

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



4

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

(12) 児童発達支援管理責任者に関する告示の改正

令和5年6月30日付で「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）」が改正され、同日適用されました。本改正においては、児童発達支援管理責任者実践研修の受講に必要な実務経験が一定の要件のもと短縮される等の改正が行われておりますが、改正内容に関わる取り扱い及び当課への手続については次のとおりとしておりますのでご確認をお願いいたします。

1. 実践研修の受講に必要な実務経験について

改正内容

一定の要件を充足した場合に限り、実践研修の受講に当たって必要な実務経験を2年間から6か月に短縮する。

要件

次の①から③の全てを満たすこと。

- ①基礎研修受講時点で既に児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- ②個別支援計画原案作成の業務に従事する。
- ③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

届出の方法

対象者を児童発達支援管理責任者（OJT）として配置する変更届を提出してください。

変更届に添付する書類

- ・児童発達支援管理責任者研修修了証の写し
- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分）受講証の写し
- ・実務経験証明書（基礎研修受講日において、実務経験を満たすことがわかる証明書とすること。）
- ・勤務形態一覧表

2. やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合の措置について

改正内容

一定の要件を充足した場合に限り、実務経験者を児童発達支援管理責任者としてみなし配置できる期間を1年間から2年間に延長する。

要件

次の①から③の全てを満たすこと。

- ①児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- ②児童発達支援管理責任者が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。
- ③児童発達支援管理責任者が欠如する以前から児童発達支援管理責任者以外の職員として当該事業所に配置されている。

届出の方法

欠けた場合又は欠ける見込みがある場合は、速やかに療育支援課に相談してください。

ヒアリングの上、該当する見込みがある場合は、内容を精査するため、理由書及び事由を確認できる書類を提出していただくようご案内します。

なお、児童発達支援管理責任者が欠如しないよう、児童発達支援管理責任者になれる人材の養成又は採用により複数人確保する等の余裕を持った人員配置をお願いいたします。

やむを得ない事由の要件

やむを得ない事由については、急な事由であって、事業者の責めに帰すべき理由がなく人員を補充できないものとする。

- ①児童発達支援管理責任者が、急死、事故、病気等により勤務不可になった場合。
- ②児童発達支援管理責任者が、自己都合等で急に退職した場合。（届なしに失踪した場合等、極めて短期間に退職をした場合を想定）
- ③災害等により受講予定の研修が中止となった場合。

直近の市の通知については資料に添付していますので改めて、ご確認をお願いします。

別添5 児童発達支援管理責任者に関する告示改正の取り扱いについて

(13) 請求の際の注意点

毎月、各事業所から提出される請求を審査するにあたって散見される事例です。請求データを作成する際に参考にしてください。

- ①通所受給者証を失効された方の利用について請求されているケースが見受けられます。また、更新に伴い個別サポートの有無等、内容が変更される場合もあります。事業所を利用される方の通所受給者証は適用期間等、内容を必ず確認してください。
- ②複数の事業所を利用されている受給者について、利用日の重複や合計の利用日数が支給量を超えているケースが見受けられます。利用の調整等についてご注意ください。
- ③請求の内容と障害児施設台帳の内容が異なることで返戻となるケースが見受けられます。請求前には必ずご確認ください。
- ④上限管理結果票を再提出する場合は「修正」で提出してください。なお、返戻になった上限管理結果票を再提出する場合は「新規」となりますのでご注意ください。

(14) 障害児通所支援で不足しているサービスについて

市内で不足しているサービスについての説明資料です。利用が想定される児童の状況や人員・報酬基準等をまとめてありますので開設の参考としてご活用ください。

川越市 療育支援課 療育支援担当



川越市マスコットキャラクター
ときも

不足しているサービスについて

次のサービスが不足しています。
立ち上げのご検討をお願いします。

医療的ケア児が通所できる施設

医療的ケアが可能な事業所を増やしてほしいとの要望が寄せられています。

【医療的ケアが可能な事業所とは】

- ・主たる対象が重症心身障害児の児童発達支援・放課後等デイサービス
- ・看護職員が勤務する児童発達支援・放課後等デイサービス
- ・医療連携体制加算を算定する事業所

障害児相談支援事業者

相談支援事業者が増加せず、相談支援専門員が不足しており、
利用者の約7割がセルフプランです。

重症心身障害児・医ケア児の状況について

令和5年3月31日時点

支給決定人数(障害児通所支援)

区分	児童発達支援	放課後等デイサービス
重症心身障害児(注)	1	26
内、医ケアあり	1	10
重症心身障害児以外(医ケアあり)	7	3

(注) 支給決定ベース。重心要件に該当するが、重心施設を利用していない児童はカウント外

医療的ケア・重症心身障害児対象事業所の定員数・事業所数

区分	事業所数	定員 計
児童発達支援センター(医ケア・重心)	1	80
児童発達支援(重心対象)	2(注)	10(注)
放課後等デイサービス(重心対象)	2	10

※医療的ケア・重症心身障害児以外の利用者も含めた定員です。

(注)内、1事業所(定員5)は休止中

主として重症心身障害児を通わせる事業所の 指定基準及び報酬

人員基準

嘱託医	各1以上 (常勤要件無)
看護職員	
児童指導員又は保育士	
機能訓練担当職員	
児童発達支援管理責任者	
管理者	1

設備基準

指導訓練室 2.47m ² /人 相談室 便所
※定員は 5名 から可能

報酬(一部)

※報酬の算定例については別紙1

児童発達支援

定員	主たる対象 が重心児	障害児
利用定員5人	2,098単位	定員10人以下 830単位
利用定員6人	1,757単位	
利用定員7人	1,511単位	

放課後等デイサービス(授業終了後)

定員	主たる対象 が重心児	障害児
利用定員5人	1,756単位	定員10人以下 612単位
利用定員6人	1,467単位	
利用定員7人	1,263単位	

医療的ケア児の基本報酬の創設について

令和3年度報酬改定に伴い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬が新設されました。重症心身障害児対象の事業所以外でも看護職員を配置すれば、高い単価を算定することができます。

区分	医療的ケアスコア	単位数※	医療的ケア児:看護職員の配置割合
医療的ケア無し	—	604単位/日	—
医療的ケア区分(Ⅰ)	3点以上	1,271単位/日	3:1
医療的ケア区分(Ⅱ)	16点以上	1,604単位/日	2:1
医療的ケア区分(Ⅲ)	32点以上	2,604単位/日	1:1

※単位数は放課後等デイサービス(3時間以上)10人定員の場合

判定スコア

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8 6回/日以上
頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管(経鼻・胃ろう含む) = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
- (12) 定期導尿(3/日以上) = 5
- (13) 人工肛門 = 5

医療的ケアを支援する加算について

医療連携体制加算

1事業所当たりごく少人数(月平均3人未満)の医療的ケア児が利用する事業所では、基本報酬では採算が取りづらい場合があります。その場合は、医療連携体制加算が活用できます。

令和3年度から報酬が大幅に拡充されました。少人数・短時間でも算定が可能ですので、加算を活用し、幅広い事業所で医療的ケア児の受入れをお願いいたします。

区分	算定要件(対象者数)					
	医ケア以外	医ケア	時間	1名	2名	3~8名
(I)	○		1時間未満	32単位		
(II)	○		1時間以上2時間未満	63単位		
(III)	○		2時間以上	125単位		
(IV)		○	4時間未満	800単位	500単位	400単位
(V)		○	4時間以上	1,600単位	960単位	800単位

※「医療的ケア児かどうか」、「算定する人数」、「看護を提供する時間」によって単価が異なる。
 ※看護職員以外が喀痰吸引等を行う場合は上記とは別の加算となる。(500単位又は100単位)

障害児相談支援について

概要

障害児相談支援とは、障害児又は保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の内容等を記載した「障害児利用計画案」等を作成する業務を行うもの。

令和5年3月31日時点

支給決定者数	1, 181
内計画作成あり	367
内セルフプラン	814

約7割がセルフプラン
相談支援事業所・
相談支援専門員の不足

人員基準

相談支援専門員 1以上

設備基準

受付・相談室

報酬

計画作成 1,692単位/回

モニタリング 1,376単位/回

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

令和3年2月4日

医療的ケア児者に対する支援の充実（全体像）

■ 看護職員の配置に関する改定項目

	サービス名	項目	改定概要
障害児	児童発達支援 放課後等デイサービス	新 基本報酬の新設 (一般事業所)	いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療濃度に応じ、「3：1（新スコア15点以下の児）」「2：1（新スコア16～31点の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な額を手当て。
		改 看護職員加配加算の要件緩和（重心事業所）	看護職員加配加算の要件を、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
		改 看護職員の基準人員への算入	看護職員(※)について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。 (※医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く)
	福祉型障害児入所施設	改 看護職員配置加算の要件緩和	(障害児通所支援と同様に) 看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
障害者	生活介護	新 常勤看護職員等加配加算(Ⅲ)	常勤換算で看護職員を3人以上配置し、新判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設。
共通	サービス共通（短期入所・重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス）	医療連携体制加算 改 一部 新	<ul style="list-style-type: none"> 従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価を適正化。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。 通常は看護師配置がない福祉型短期入所でも、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

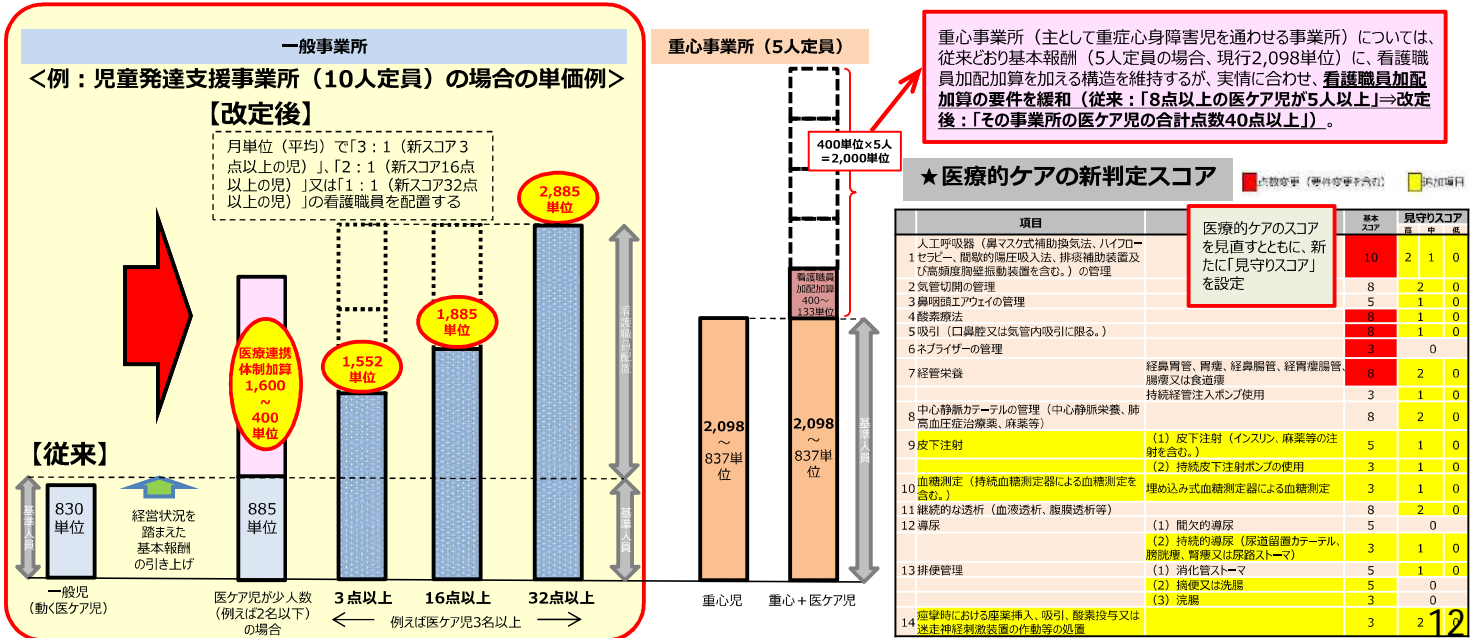
■ 看護職員の配置以外の改定項目（再掲：詳細は各サービスの改定資料を参照）

	サービス名	項目	改定概要
障害児者	医療型短期入所	改 対象者要件	新たに、医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児や、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害により常時介護を必要とする障害者等を対象とする。
		改 特別重度支援加算	いわゆる「動ける医ケア児」に対応できるよう「運動機能が座位まで」の要件を削除した上で、医療度の高い者の評価を引き上げる。
障害者	共同生活援助	新 医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

医療的ケア児の基本報酬の創設（障害児通所支援）

■ 基本的な考え方

- 従来は、障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。
- **今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア（右下欄★）を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。**
基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3：1（新スコア3点以上の児）」、「2：1（新スコア16点以上の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。
- また、**1事業所当たりごく少人数の医ケア児の場合（基本報酬では採算が取りづらい）であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充。**（※従来の看護職員加配加算を改組）
- ※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、**新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。**



重心事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所）については、従来どおり基本報酬（5人定員の場合、現行2,098単位）に、看護職員加配加算を加える構造を維持するが、実情に合わせ、**看護職員加配加算の要件を緩和（従来：「8点以上の医ケア児が5人以上」⇒改定後：「その事業所の医ケア児の合計点数40点以上」）。**

主に重症心身障害児を通わせる事業所の報酬例

用語説明

基本報酬	児童を受け入れた場合に算定される1人・1日当たりの報酬です。
単位数	報酬は単位数で表されます。単位数に地域ごとに異なる単価を乗じ金額に換算します。
加算	従業者を加配したり、特別な支援等を行った場合に加算となる報酬です。従業者の加配など事業所の体制に応じて加算されるものについては、利用者全員に加算されます。特別な支援を行う場合は、支援を受けた利用者のみ加算されます。

- ・9:00～12時まで 児童発達支援 定員5
 - ・13:00～18:00まで 放課後等デイサービス 定員5 の多機能型
 - ・週5日営業(平日4日 休日1日 月20日営業として計算)
 - ・利用率6割
- 以上の条件で報酬を計算

基本報酬

	単位数	定員数	営業日数	地域単価	利用率		
児童発達支援	2,098 単位	× 5 人	× 20 日	× 10.46 円	× 0.6	=	1,316,705 月額
放課後等デイサービス(授業終了後)	1,756 単位	× 5 人	× 16 日	× 10.46 円	× 0.6	=	881,652 月額
放課後等デイサービス(休日)	2,038 単位	× 5 人	× 4 日	× 10.46 円	× 0.6	=	255,809 月額
計							2,454,166 月額

上記に加え、体制状況に応じ加算があります。

加算(主なもののみ抜粋)

加算名	単位数	算定回数	加算区分
児童指導員等加配加算	180単位～374単位(加配職員によって変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
専門的支援加算	180単位～375単位(加配職員によって変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
看護職員加配加算	400単位又は800単位 (加配人数及び医ケア児スコアによって変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
家庭連携加算	187単位又は280単位 (月4回まで。支援時間で変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
事業所内相談支援加算	100単位又は80単位 (月1回まで。個別・グループで変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
利用者負担上限額管理加算	150単位	月1回 (1利用者あたり)	支援
福祉専門職員配置等加算	6単位～15単位	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
欠席時対応加算	94単位(月4回まで。稼働率8割未満の場合は月8回まで)	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
特別支援加算(心理指導担当・国リハ視覚障害)	54単位	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
送迎加算(重度)	37単位	片道につき1回 (1利用者あたり)	支援
関係機関連携加算	200単位(月1回まで)	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
処遇改善加算	基本報酬の3.3%～8.4%(事業、賃金改善の取り組み方で変動)	月1回 (1事業所あたり)	体制
特定処遇改善加算	基本報酬の1.0%～1.3%(賃金改善の取り組み方で変動)	月1回 (1事業所あたり)	体制